

- 出席停止について・・・次の病気にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止となります。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、 <b>新型コロナウイルス感染症</b> （令和2年2月1日追加）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱をした後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱をした後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消えた後、2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医（主治医）が「感染の恐れがない」と認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	学校医（主治医）が「感染の恐れがない」と認めるまで。

※ 症状が出始めたら、速やかに医師の診断を受け、結果を学校へお知らせください。医師の指示に従い、しっかり療養してください。

